

令和元年度国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業)に係る間接補助交付先

2019/09/10 時点

| 申請者 | | 事業名 | 補助対象事業の内容 |
|---|---------|---|--|
| 名称 | 所在地 | | |
| 株式会社ピッキオ (実施場所) 長野県軽井沢・北海道斜里町 | 長野県軽井沢町 | 野生動物観光販売促進及び野生動物ウォッチングツアー開発事業 | ①プロモーションコンテンツの作成 ②プロモーションの展開 ③ツアーコンテンツの開発・改善 |
| wondertrunk & co. inc (実施場所) 知床・阿寒摩周・釧路湿原 ・石垣西表 国立公園 | 東京都渋谷区 | 欧米のアドベンチャートラベラーをターゲットとした国立公園内野生生物資源を活用するインパウンド向けツアープログラム開発事業 | ①プロモーションコンテンツの作成 ②プロモーションの展開 ③ツアーコンテンツの開発・改善 |
| 一般財団法人山の日協議会 | 東京都新宿区 | 山の日マガジン2020の多言語表記による発行 | ①プロモーションコンテンツの作成 |
| 一般社団法人日本アルプスガイドセンター | 東京都渋谷区 | ウェブサイト The Japan Alps 日本アルプスで日本固有の動物と出会う | ①プロモーションコンテンツの作成 |
| 公益社団法人日本山岳ガイド協会 | 東京都新宿区 | 訪日外国人を案内する自然・登山ガイド(マウンテンリーダー)の養成、諸外国への発信、及びこの職能を統括する国際組織(UIMLA: Union of International Mountain Leaders Association)への加盟を行う事業 | ①プロモーションコンテンツの作成 ②プロモーションの展開 ③ツアーコンテンツの開発・改善 |

※本事業の詳細については以下のHPをご覧ください。

「令和元年度国立公園等資源整備事業費補助金(野生動物観光促進事業) 間接補助事業者の公募について」
URL: <https://www.jtb.or.jp/wildlife/>

事業実施にあたっての遵守事項（一部抜粋）

事業採択者に以下の内容を通知

補助金事業の原則

本補助金は国庫補助金である公的資金を財源としていることから、社会的にその適正な執行が強く求められています。補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。補助金の活用は法律及び交付規程等の規定に従い、適正に行っていただく必要があります。本事業の中間執行団体である公益財団法人日本交通公社（以下、「財団」という。）においても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処いたします。

万が一、法令等及び交付規程が遵守されず、補助事業者が環境省又は財団の指示に従わない場合、財団は交付規程に基づき交付決定の解除の措置をとることがあります。また、事業完了後に補助事業の効果が発現していないと判断される場合、環境省又は財団は交付規程に基づき、既に交付した補助金の返還などの対応を求めることがあります。なお、補助事業の円滑な実施のため、財団は必要に応じて、事業の実施中又は完了後に現地調査等を実施します。

本事業の目的

本補助金は、野生動物への配慮等を満たした世界水準の野生動物観光を促進し、ひいてはインバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与することを目的とする事業に対して交付しています。事業の実施者は本事業の趣旨に留意し、上記の目的に合致する範囲で、実施計画に従って適正に事業を実施して下さい。

野生動物に対する配慮

本補助金事業の目的を踏まえ、各々の補助対象事業においては、野生動物の取り扱いに特段の配慮が求められます。事業の実施にあたっては交付規程等に定める項目のうち、特に次頁に挙げる項目を遵守して下さい。野生動物を取り扱う事業では、進捗に応じて当初想定されていなかった事態が発生する可能性が考えられますが、そのような場合にも野生動物に対する配慮を継続するよう留意して下さい。

万が一、事業の実施にあたって野生動物への十分な配慮がなされていない、又はなされる見込みがないと判断される場合、財団は環境省との協議及び交付規程に基づき、交付決定の解除の措置をとることがあります。

- **関連する法令、条約等を遵守すること。**
 - ・ 交付申請書に記載している法令等以外にも遵守すべき法令等がある可能性はありますので、事業実施前に関連する法令等を再度確認して下さい。
- **事業を実施する地域が国立公園及び国指定鳥獣保護区等の保護地域である場合、各地域の施策に反する事業を行わないこと。**
 - ・ 国立公園及び国指定鳥獣保護区で事業実施する場合は、関連する施策との整合を図るとともに、当該指定地域の保全と活用が図られる事業となるよう配慮をお願いします。
- **事業の実施にあたっては、実施地域を所管する地方環境事務所あるいは自然環境事務所との連携を図ること。**
 - ・ 本補助金事業の目的に鑑み、補助対象事業者は交付決定後、実施地域を所管する地方環境事務所又は自然環境事務所（以下「事務所」という）に事業計画を説明するとともに、事業の内容について調整を行って下さい。
- **事業の実施にあたっては、地域住民の生活に大きな支障を及ぼさないように留意し、土地所有者等の地域の関係者と十分な調整を行うこと。**
 - ・ とりわけツアーコンテンツの開発・改善事業にあたっては、必要に応じて地域の関係者と十分な調整を行って下さい。本項目は新たなツアーを形成する事業だけでなく、既存ツアーの改善を行う事業においても同様です。
- **事業の実施者、ツアー等の参加者及び周辺地域の住民が動物害を受けるリスクを著しく高める恐れのある事業を行わないこと。**
 - ・ 人間に害を与える野生下の動物（ツキノワグマ、ヒグマ、イノシシ、エイ、毒を有する動物等）を対象とする場合や、これらの動物の生息地周辺を事業で使用する場合は、動物害のリスクを低減する対策を十分に行って下さい。
(定期的な見回りの結果に基づいてツアーの催行コースを決定・変更する、該当動物との直接の接触を避ける、万一遭遇した際の避難や治療手段を確保する等)
- **事業を実施する地域に生息する野生動物の個体数、生態、遺伝的多様性及び周辺の生態系に著しい影響を与える事業を行わないこと。**
 - ・ ツアーの実施や撮影を目的とした生息地等への過度な侵入や接近、餌による対象動物の呼び寄せ、特に繁殖期や子育て期に対象動物の生息域や巣に近づく等の行為は、生息環境や繁殖地の攪乱、人慣れの助長などを招く可能性が想定されることから、行わないで下さい。
 - ・ 事業実施中、上記の「著しい影響」を与える可能性が認められた場合は、速やかに関連する事業を中止するとともに、財団および事務所に状況を報告して下さい。
 - ・ 不特定多数の人間による無秩序な観察や接近が発生しないよう、対象動物の生息場所等に係る情報の取り扱いには十分注意して下さい。
 - ・ 野生動物への影響を減ずるために、ツアー参加者等に求められる行動や配慮については、必要に応じて多言語化し、日本人だけでなく訪日外国人旅行者に対しても周知を行って下さい。本項目はツアーコンテンツの開発・改善事業だけでなく、プロモーションコンテンツの作成事業及びプロモーションの展開事業においても同様です。